

所得税の定額減税について

こんにちは！所長の森田です。
令和6年6月1日以後最初に支払う給与・賞与より定額減税が始まります。
今回は定額減税の概要・計算方法についてのお知らせと、今後のスケジュール表が裏面にございますのでご確認ください。



定額減税とは・・・

国民の負担軽減を目的に、1人当たり**所得税3万円**、**住民税1万円**の減税を行うものです。この減税制度は本年度限りのものです。

事業所様側が行う事務

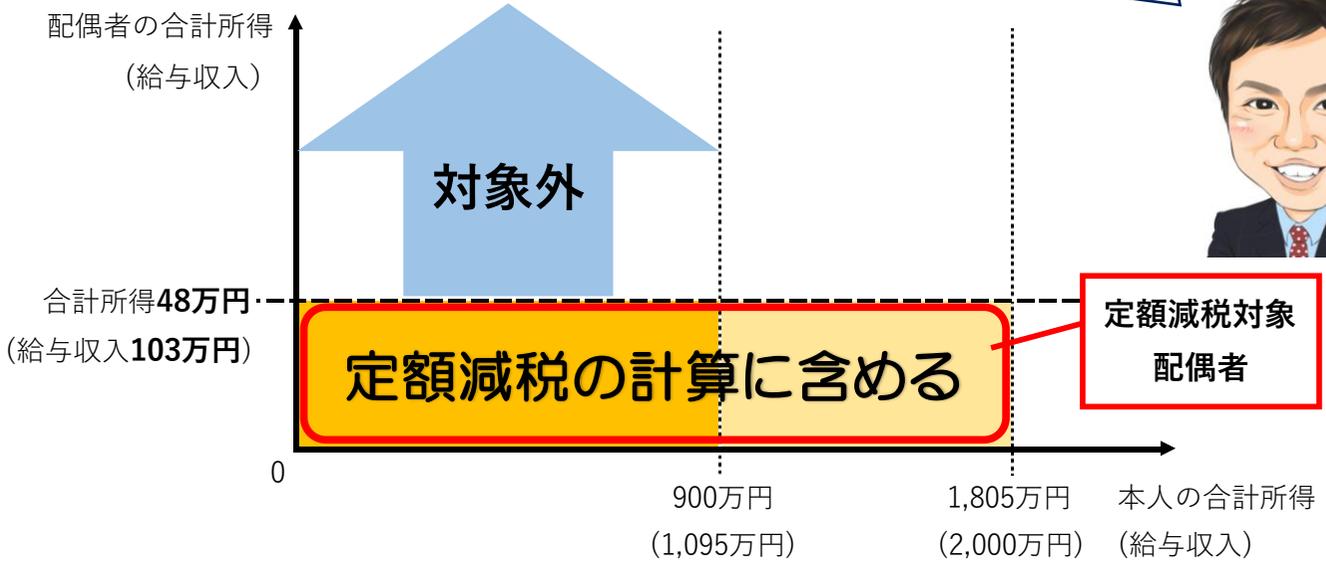
📌 令和6年6月から11月までの間の給与計算時に**差引源泉所得税**から、**定額減税分を控除する実務が発生します。**

※**住民税の減税については各市町村で計算しますので、事業所様側で行う事務負担はありません。**

所得税の定額減税について

いつから	令和6年6月1日以後最初に支払う給与・賞与
対象者	合計所得金額が 1,805万円以下 (給与所得のみの場合は給与収入 2,000万円以下)
減税額	<p>本人：3万円 配偶者：3万円</p> <p>〔納税者と同居〕 〔年間合計所得が48万円以下〕 扶養親族：1人につき3万円 〔年間合計所得が48万円以下〕</p> <p>会社員の夫（4人家族）の計算例</p>  <p>本人 + 配偶者 + 子 + 子 3万円 + 3万円 + 3万円 + 3万円 =12万円(合計減税額)</p>
減税方法	給与所得者 令和6年6月1日以後最初の給与等(賞与を含む) 源泉徴収税額から順次控除

⚠️ 定額減税対象の配偶者は、年末調整時に扶養控除等申告書にご記入いただいている配偶者で、合計所得が**48万円以下**(給与収入**103万円以下**)の人が対象です。それ以外の配偶者についてはお勤めの事業所にて定額減税を受けることとなります。



今後のスケジュール

5月末日まで	控除対象者の確認 定額減税対象配偶者等の確認 (配偶者、扶養親族の合計所得・扶養人数)
6月から	定額減税事務処理の開始
11・12月まで	定額減税対象配偶者等の確認 (配偶者、扶養親族の合計所得・扶養人数)



減税方法



減税額 [(本人 + 定額減税対象配偶者等) × 3万円] を控除しきるまで令和6年中の給与等の源泉徴収税額から順次控除し、控除しきれない場合は**年末調整で控除**します。それでも控除しきれない場合は**給付措置**が行われる見込みです。

⚡️ 不明点・気になる点は監査担当者までお問い合わせください! ⚡️